

入 會 三十七年十二月ヨリ
三十八年一月ニ至ル

本郷區追分小學校

紹介岩本金太郎

乙訓 鋼助

相州三浦郡浦賀町走水海軍鑓帶所内

紹介後閑菊野

村山もと

石川縣鹿嶋郡中ノ島字向日

紹介成田ひさ

青山初重

神戸市磯上通り善憐幼稚園内

紹介立花せん

長沼きみ

仙臺市元寺小路百十一番地

紹介全上

小野ふみ

仙臺市北二番町八十番地

紹介全上

宮澤たまき

仙臺市裏五番町四

紹介全上

武田たつ

仙臺市長刀町七

紹介全上

増澤なみ

山形縣酒田本町三丁目

事務所申込

青木まさ

同

青木あい

日本橋區堀江町二ノ七

全上

石山春惠

神田區永富町七

紹介妹尾 明

柄越さわ

芝區西久保櫻川町一〇

全上

高木すみ

青森縣弘前市幼稚園

紹介小西壽美

今 きよ

芝區神明町二一伊東松太郎方

紹介野口ゆか

福田てる

神戸幼稚園

紹介大山千代

頓野きよ

堺市錦西尋常小學校

紹介榎本つね

堀口みつ

神戸市聖家族幼稚園

紹介奈良あい

戸田ふじな

同

紹介榎本つね

南枝 ちよの

仙臺市東二番町百四十八番地

紹介全上

山内かづ

京橋區築地島海小學校

紹介立花せん

笹野豊美

女子高等師範學校

神田區通新石町廿番地下嶋庄一郡方

事務所申込

樋口きつ

四ッ谷區本村町三十九番地

紹介大橋いぬ

中村 緑野

四ッ谷區南伊賀町四十五番地

全上

湯 浅きみ子

栃木縣足利町足利幼稚園

紹介青山孝子

堀江、蝶子

茨城縣水戸高等女學校寄宿舎

紹介松村 久

道 口みち

兵庫縣揖保郡龍野幼稚園

事務所申込

齊 藤たき

轉 居

北海道札幌區一條西十丁目一

長野縣師範學校女子部

横濱市西戸部町五百三十二

本郷區駒込蓬萊七 水田方

神戸市山本通り五ノ四十七番屋敷

小石川區戸崎町五、三宅方

廣嶋市平塚町二十九番地え〇一

神奈川縣立高等女學校

井口よね

瀧 山 幸

佐藤 壽 鏡

新海 ふみ

逸谷 なか

久保 やま

服部 綱子

宮本 てる

神奈川縣橋樹郡生見尾村麥松原

東京市芝區本芝四ノ十七藤澤風雄方

愛媛縣喜多郡大州町九三九

下谷區中根岸御行松前

岩代國郡山字壇場半田敬置

神田區柳原町一八勢國屋方

名古屋市主税町二ノ十六

函館港元町九番地佐藤清造方

丸龜市北手山町五十二

牛込區新小川町一ノ五川上方

大坂市東區東雲町三ノ二五二

長崎縣高等女學校

大坂市西區薩摩堀裏町三番邸

京都市東堀川通り丸太町下ル

千葉縣教育會女子寄宿舎

四ッ谷區坂町六十五

大分縣大分町幼稚園

尾道市天寧寺上

京都聖護院町七高橋清一方

臺灣恆春猪膽東國語傳習所

仙臺市光禪寺通三十二番地小島方

神奈川縣三浦郡豊島町深田六十番地

大分縣大分高等女校

小松ちか

藤澤 鼻月

清家みすゑ

浅野 蝶

内藤さく

相川のぶ

磯山 綱子

松岡 幸

關口たけよ

脇山まさ

林 富美

杉村まつ

桑原いほお

山下とみ

石井しげ

鈴木たけ

阿部イノ

坂井メイ

高橋さき

小野田みほ

原 ちかじ

高木梅子

高木まつ

和歌山市上野町三丁目二番地
佐賀縣師範學校

中島雪枝
川島庄一郎

會費領收

(自明治三十七年十二月二十五日
至明治三十八年一月二十五日)

金額	年月日	姓名
二五〇	三六、二—三八、二	嶺 崎 久
一八〇	三六、七—三七、二	井上 半介
二〇〇	三七、三—三八、一〇	吉田 ハル
一二〇	三七、二—三八、一	堀口 みつ
六〇	三七、一〇—三八、三	吉澤 とも
二〇	三七、一—三七、二二	武井 綱枝
二〇〇	三六、九—三八、四	平木 たき
六〇	三八、一—三八、六	松村 ひさ
二〇	三八、一—三八、二	兩 森 劍
二〇〇	三七、一—三八、八	野 副 とよ
一〇〇	三七、二—三七、一一	島 雄 益 造
一〇〇	三七、五—三八、二	伊 庭 なほ
一〇〇	三七、三—三七、二二	安 藤 さつ
一五〇	三六、一〇—三七、二二	安 達 けい
三〇	三七、九—三七、一一	滿 岡 さよ
五〇	三七、七—三七、一一	玉 尾 こま
五〇	三七、七—三七、一一	小 關 すて
五〇	三七、七—三七、一一	淺 井 はつ
五〇	三七、七—三七、一一	保 科 修

五〇	三七、七—三七、一一	岩 山 よね
五〇	三七、七—三七、一一	笠 井 梅 野
五〇	三七、七—三七、一一	野 村 すき
五〇	三七、七—三七、一一	田 村 かづ
五〇	三六、一〇—三七、二	櫻 井 光 華
五〇	三七、七—三七、一一	佐 藤 操
五〇	三七、七—三七、一一	永 地 待 枝
五〇	三七、七—三七、一一	岡 山 秀 吉
五〇	三七、七—三七、一一	竹 澤 さと
五〇	三七、七—三七、一一	岡 田 千 代
五〇	三七、七—三七、一一	佐 藤 むめ
五〇	三七、七—三七、一一	澤 ぬめ
七〇	三七、五—三七、一一	近 藤 茂
七〇	三七、五—三七、一一	多 田 きう
七〇	三七、五—三七、一一	山 田 系
三〇	三七、九—三七、一一	矢 野 房 代
三〇	三七、九—三七、一一	菊 池 徳 次 郎
三〇	三七、九—三七、一一	大 和 山 りょう
五〇	三七、七—三七、一一	龜 岡 伸
五〇	三七、七—三七、一一	清 野 くに
五〇	三七、七—三七、一一	津 原 ちか
五〇	三七、七—三七、一一	平 山 よね
五〇	三七、七—三七、一一	石 川 こね

二六〇	六〇	五〇	六〇	八〇	四〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	七〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
三五、一一	三八、一六	三七、七一	三七、六一	三七、四一	三七、八一	三七、七一	三七、七一	三七、七一	三七、七一	三七、七一	三七、七一	三七、七一	三七、七一	三七、七一	三七、五	三七、七	三七、七	三七、七	三七、七	三七、七

藤井	今井	佐藤	武田	鳥居	新開	柴田	橋本	大野	小林	古市	藤村	古市	内藤	榊山	羽田	石井	西村	高木	小具	藤井	太田	松岡
並	つな	つや	まつ	しげ	みえ	ちた	はな	比奈	信	幸	系	静	いね	常	幸	次	しえ	基子	貞	しげ	とめ	みち

一五〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
三五、六一	三七、一一	三六、二	三七、四	三七、七	三七、一一	三七、七	三七、一一	三六、九	三七、一一	三六、六	三八、一	三七、六	三八、三	三七、二	三八、四	三七、二	三八、一	三七、一	三七、一	三七、一	三七、一	三七、一

久場	小野	菅野	原	田中	安野	鈴木	松村	土屋	根來	高木	桑	井口	勝田	岡本	柳川	中	高橋	坂井	岡本	高桑	服部
つる	みほ	しほ	かじ	八重	なか	はるえ	貞	たまよ	まさえ	梅	ます	よね	のぶ	よし	まつ	つる	サキ	ヌイ	えん	たま	繁子

三九〇	三四、一〇—三七、一二	小笹文藏
七〇	三七、一二—三八、六	村山もと
六〇	三八、一—三八、六	堀江蝶子
二〇〇	三七、七—三九、二	吉田幸
七〇	三七、一—三七、七	岩月せつ
二〇〇	三七、六—三九、一	關しむ
六〇	三八、一—三八、六	中島雪枝
一四〇	三六、一—三八、一	志村みき
二二〇	三八、一—三八、二	上野かく
二二〇	三七、八—三八、七	橘本ひさし
一〇〇	三七、五—三八、二	菊地のりよ
二二〇	三八、二—三九、一	立野たが枝
二二〇	三八、二—三九、一	脇野ついで
二二〇	三七、一〇—三七、一一	波佐谷み枝
一〇〇	三七、八—三八、五	富田八千代
二二〇	三七、一—三七、二	萩野しるか
二二〇	三八、一—三八、二	齋藤たき
七〇	三七、六—三七、一二	大川多枝
一〇〇	三七、七—三八、四	足立たか
六〇	三八、一—三八、六	小野義倫
三〇	三八、一—三八、三	湯淺きみ子
一〇〇	三八、一—三八、一〇	中村縁野

フレイベル會規則

- 第一條 本會ハ幼児保育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハフレイベル會ト稱シ東京ニ置ク
- 第三條 會員タルラントスルモノハ幼稚機關ニ關係アルモノ又ハ
- 第四條 保育ニ篤志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ經ベシ
- 第五條 會員ハ本會ノ經費トシテ一月月並拾錢ヲ贈ルベシ
- 第六條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ム
- 第七條 本會ノ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルヘシ
- 第八條 本會ノ目的ヲ達センガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ
 - 一 總會、毎年四月二十一日之ヲ開キ保育ニ關スル演説、
 - 一 談話、保育參列品幼児成績物展覽會、會務ノ報告幹事
 - 一 選舉等ヲナス會日ハ會長ノ意見ニヨリ之ヲ變更スル
 - 一 常會、毎年二月、六月、十月、十二月ノ第一土曜日之
 - 一 ヲ開キ保育ニ關スル演説、談話、協議、實驗等ヲナス
 - 一 組合會 會員中特ニ或ル事項ヲ研究セントスル者ヲ以
 - 一 組織ス但シ別ニ組合會規約ヲ定メテ會長ノ承認ヲ經
 - 一 ルモノトス
 - 一 雜誌發行 毎月一回雜誌ヲ刊行シ之ヲ會員ニ配布ス
 - 一 前項ノ外本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件
- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 一 會長 會務ヲ總理ス
 - 一 幹事 幹事 會務ヲ掌理ス
 - 一 評議員 若干人 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス
 - 一 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮問ニ應ス
- 第八條 會員ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス
- 第九條 主幹ハ會長ノ特選トス
- 第十條 幹事ハ會員ノ互選トシ其任期ニテ二年トス
- 第十一條 評議員ハ會長ノ特選トス
- 第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入
- 第十三條 此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラザ
- レバ變更スルコトヲ得ス